

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(高等学校) 第1条 [略] (特別支援学校) 第2条 [略] (幼稚園) 第3条 [略] (管理) 第4条 この条例に定めるもののほか、 <u>前3条</u> に規定する学校の管理その他に 関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	(中学校) 第1条 県立の中学校を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</td><td>一関市</td></tr></tbody></table> (高等学校) 第2条 [略] (特別支援学校) 第3条 [略] (幼稚園) 第4条 [略] (管理) 第5条 この条例に定めるもののほか、 <u>前各条</u> に規定する学校の管理その他に 関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	名 称	位 置	岩手県立一関第一高等学校附属中学校	一関市
名 称	位 置				
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	一関市				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当) 第40条の2 <u>高等学校等</u> （高等学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。）に勤	(義務教育等教員特別手当) 第40条の2 <u>中学校等</u> （中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。）に勤

務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 [略]

3 第1項に規定する高等学校等に勤務する教育職員は、これらの学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものとする。

4 [略]

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 [略]

3 第1項に規定する中学校等に勤務する教育職員は、これらの学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものとする。

4 [略]

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

3 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の高等学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>、特別支援学校又は幼稚園に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(教育業務連絡指導手当)

第19条の4 教育業務連絡指導手当は、県立の高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(教育業務連絡指導手当)

第19条の4 教育業務連絡指導手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。